8　元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。	4　元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
9・10　（略）	5・6　（略）
11　元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。	7　元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。
第九条　（略）	**第八条**　（略）

（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条　建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条　元請建設工事事業者等は、建設発生土を第九条第一項の規定により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請建設工事事業者等）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）を交付するものとする。	（新設）
一　建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地	
二　建設発生土を搬入した建設工事に係る元請建設工事事業者等の商号、名称又は氏名	
三　建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称。第九条第二項第五号において同じ。）及び所在地	（コンクリート塊の利用）
四　建設発生土の搬入量	**第五条**　（略）
五　建設発生土の搬入が完了した日	2　（略）
（コンクリート塊の利用）	3　前条第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。
第六条　（略）	**第六条・第七条**　（略）
2　（略）	（再生資源利用計画の作成等）
3　第四条第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。	**第八条**　（略）
第七条・第八条　（略）	2　再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
（再生資源利用計画の作成等）	一　（略）
第九条　（略）	二　第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
2　再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	三・四　（略）
一　（略）	五　再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地
二　第十条の規定により工事現場に置く責任者の氏名	六～八　（略）
三・四　（略）	3　（略）
五　再生資源の種類ごとの搬入元の名称及び所在地	4　元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
六～八　（略）	5～7　（略）
3　（略）	**第九条**　（略）
4　元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。	
5～7　（略）	
第十条　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項の規定は、令和六年六月一日から施行する。